

習志野市教育委員会会議録
(平成22年第3回定例会)

- | | | | | |
|---|------|------------------|-----|-------|
| 1 | 期 日 | 平成22年3月24日(水) | | |
| | | 習志野市教育委員会事務局大会議室 | | |
| | 開会時刻 | 午後3時00分 | | |
| | 閉会時刻 | 午後4時55分 | | |
| 2 | 出席委員 | 委員 長 | 青 木 | 克 己 |
| | | 委 員 | 鈴 木 | 大 地 |
| | | 委 員 | 澤 村 | 洋 子 |
| | | 委 員 | 星 野 | 龍 人 |
| | | 委 員 | 植 松 | 榮 人 |
| 3 | 出席職員 | 教育総務部長 | 柴 崎 | 一 雄 |
| | | 学校教育部長 | 若 崎 | 光 美 |
| | | 生涯学習部長 | 加 藤 | 清 一 |
| | | 教育総務部参事 | 秋 田 | 博 義 |
| | | 学校教育部参事 | 鶴 岡 | 智 信 |
| | | 学校教育部参事 | 諏 訪 | 晴 誠 |
| | | 学校教育部参事 | 木 原 | 誠 介 |
| | | 学校教育部次長 | 押 田 | 俊 介 |
| | | 生涯学習部次長 | 早 瀬 | 登 美 雄 |
| | | 教育総務部・学校教育部副技監 | 勝 見 | 博 夫 |
| | | 学校教育部副参事 | 井 上 | 隆 夫 |
| | | 学校教育部副参事 | 小 柳 | 茂 博 |
| | | 生涯学習部副参事 | 鈴 木 | 善 清 |
| | | 生涯学習部副参事 | 黒 崎 | 清 行 |
| | | 企画管理課長 | 井 澤 | 元 夫 |
| | | 施設課長 | 飯 塚 | 和 幸 |
| | | 社会教育課長 | 星 | 昌 義 |
| | | 青少年課長 | 寄 主 | 義 之 彦 |
| | | 教育総務部主幹 | 牧 野 | 岳 博 |
| | | 教育総務部主幹 | 宮 崎 | 雅 春 |
| | | 教育総務部主幹 | 佐々木 | 重 史 |
| | | 学校教育部主幹 | 江 川 | 陽 博 |
| | | 学校教育部主幹 | 鈴 木 | 敏 子 |
| | | 学校教育部主幹 | 生 駒 | 隆 志 |
| | | 生涯学習部主幹 | 及 川 | 稔 紀 |
| | | 生涯学習部主幹 | 飯 島 | 俊 紀 |
| | | 生涯学習部主幹 | 浅野目 | 和 夫 |
| | | 学校教育課主任管理主事 | 江 口 | 和 夫 |

4 会議内容

委員長が

平成22年習志野市教育委員会第3回定例会の開会を宣言

委員長が

会議規則第15条の規定により、議案第7号及び議案第8号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

本日の日程について、議案第7号及び議案第8号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成22年第2回定例会及び第1回臨時会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項(1) 習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令について

(企画管理課)

企画管理課長が

習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令について、決裁規程の改正については、教育委員会から教育長にその権限に属する事務として委任されたものであるが、この度、新たな項目が発生したこと、全庁的な統一性を考慮し市の決裁規程に合わせるが必要になったこと等により改正をするものである。具体的には、新たな項目として部長専決事項の欄にある一般職非常勤職員という区分が4月以降発生するため、この項目を加えた。また、令達の関係や新たに課長の専決事項の欄に加えるホームページの更新に関することは、市の規程に合わせたものである、と概要を報告

委員が

現行の決裁規程で部長専決事項の中に「臨時職員等の雇用に関する事」とあるが、これを改正案では「臨時職員の内日々雇用職員及び一般職非常勤職員の雇用に関する事」とされている。これは詳しく説明し直したということなのか、と質問

企画管理課長が

放課後児童指導員の見直しを行う中、一般職非常勤職員という新たな位置づけの臨時職員の区分を設ける見込みで、現在作業を進めている。よって、それに併せて新たな区分を明確にするため、この中に加えたものである、と説明

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

議案第9号 習志野市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について
(学校教育課)

学校教育部次長が

習志野市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について、千葉県において学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正等が施行されたことに伴い、所要の改正をするものである。大きな改正点としては、県費負担職員の診断書等の提出を必要とする療養休暇の期間が変更になったことであるが、他は文言等の変更によるものなどである、と概要を説明

委員が

所属長が校長と変更されているが、所属長というのは、何を指していたのか、と質問

学校教育部次長が

学校職員については校長なため、分かり易くそのように改めた、と回答

委員が

高齢者部分休業における高齢者は、何歳からを指すのか、と質問

学校教育部次長が

57歳以上である、と回答

委員が

診断書等を提出する療養休暇の期間が、一部例外を除いて180日から90日になった理由は何か、と質問

学校教育部次長が

県の給与条例において、療養休暇中に給与額を半額に減ずる期間が変更されたことに伴ったものである、と回答

委員が

申請書等に記載する休業時間が、分単位まである理由は、と質問

学校教育部次長が

一日の勤務時間が7時間45分によるものである、と回答

委員が

深夜勤務制限請求書とあるが、その深夜勤務とは何時からを指すのか。また、今までに請求されたことはあるのか、と質問

学校教育部次長が

深夜勤務は22時からである。また、今までは一度も請求されたことはない、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第9号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第10号 習志野市生涯スポーツ振興基本計画の一部修正について

(生涯スポーツ課)

生涯学習部副参事が

習志野市生涯スポーツ振興基本計画の一部修正についてであるが、平成17年3月に策定された習志野市生涯スポーツ振興基本計画が実施から5年が経過するにあたり、実情に即し一部修正をするものである。修正点は、生涯スポーツの充実において、平成17年度に新設された地域スポーツクラブ、スポーツ指導員の養成講座実施、スポーツ推進団体の指定管理者導入について、また、学校における体育・スポーツの充実において、小学校体育科専任講師の配置を廃止したことについてなどである、と概要を説明

委員が

総合型地域スポーツクラブは各中学校区に設立されているようだが、平成17年度に設立した習志野中央スポーツクラブは第二・第六中学校区の2区に及んでいる。その理由は、と質問

生涯学習部副参事が

各地区のスポーツ施設の設置状況や、地域のニーズ、既に設立されているクラブとの地域的バランスなどを考慮のうえ、単独中学校区の設立にとどまらず、隣接中学校区との合同設立を行ったものである、と回答

委員が

市民スポーツ指導員の高齢化等により、指導員の辞任が増えたとあるが、若い指導員は養成出来ないのか、と質問

生涯学習部副参事が

平成21年度に実施した養成講座には数人参加していただいたが、自由な時間が限られるということからなかなか厳しい、と回答

委員が

若い人も参加出来るようなシステムに整備し、魅力あるものにしてほしい、と要望

生涯学習部次長が

最近、親子で市民スポーツ指導員になってくださる方もいるので、このような例がもっと増やせるように調査、研究を行っていく、と回答

委員が

小学校体育科専任講師の配置が廃止されたということは、配置が完了したということか、と質問

学校教育部次長が

新規採用教員が研修を受け、体育科専任講師を配置しなくても、その役割を担うことが出来るようになってきたからである、と回答

委員が

小学校体育科専任講師という専門の先生がいるのか、と質問

学校教育部次長が

今現在は配置されていない、と回答

委員が

年齢に関係なく、体育に関する知識や実技を示すことが出来るというのが重要だと思われるが、その辺は大丈夫なのか、と質問

学校教育部次長が

教員の教育力をいかに向上させていくかというのが非常に重要である。よって、津田沼・屋敷小学校の体育科公開研究会や、それを参考にして各学校で日々向上に励んでいる、と回答

学校教育部副参事が

津田沼・屋敷小学校の公開研究会等で学んだ教師が数年経つと他の学校に異動し、その学校の中心となって日々向上に励んでいる。また、他の小学校もそれぞれの教科の研究を行っているため、そのような先生方が中心となって、習志野市の教育全体を向上させている、と回答

委員が

新規採用教員が増加し、若手の教員が研修を積んで成果を挙げているという流れのなかで、体育科専任講師が廃止になってきたと理解してよいか、と質問

学校教育部次長が

委員のご理解のとおりであり、様々な教員研修を積んできているなかで、体育も若手が随分と伸びていると実感しているところである、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第10号は全員賛成で原案どおり可決された。

委員長が

会議規則第29条及び第31条の規定により、市立習志野高校定時制の廃止を撤回し存続することを求める陳情について、議題とすることを諮り、全員異議なく議題とされた。

陳情第1号 市立習志野高校定時制の廃止を撤回し存続することを求める陳情について
(企画管理課)

事務局が陳情書を朗読

学校教育部長が参考意見として以下のとおり説明

習志野高等学校の定時制の課程は、習志野市内の勤労青少年の教育機会の確保のため県立高等学校を補完する形で昭和32年に全日制と併置された。習志野高等学校定時制の課程の設置には、昭和30年代に習志野市が工業団地を造成し、企業誘致を行った結果、多くの勤労学生が定時制での教育を求めた時代背景があった。これに加えて、昭和30年代から40年代当時の人口急増に対応するため、県立高等学校の整備が進められたが、学校数が少なかったこともあり、本来県立高等学校が果たす定時制の役割を習志野市が担ってきたという経緯がある。勤労青少年は徐々に減少し、平成21年度、全校で1名となり、習志野市内の生徒ではない。すでに、実態は設立の目的から離れている。一方、社会状況の変化等に伴い、不登校経験者の生徒等、様々な学習歴のある生徒が入学している。そのような中、生徒のニーズは多様化し、新たな教育システムの構築が求められている。その後、千葉県において「県立高等学校再編計画」に基づき改革が推進され、これまでに、県立の千葉高等学校や、野田中央高等学校の定時制課程の廃止、葛南工業高等学校と市川工業高等学校の統合等がなされた。また、松戸南高等学校と生浜高等学校は、三部制定時制を設置した。三部制定時制は、特に生徒の人气が高く、その中でも、夜学ぶ「夜間の部」よりも昼間に学べる「午前の部」「午後の部」が、生徒が求める定時制のニーズとなっている。今年度末の入学者選抜では、生浜高等学校午前の部で、募集定員74名で161名の志願、午後の部は、募集定員74名で119名の志願、夜間の部は、募集定員74名で70名の志願だった。一方、習志野高等学校定時制普通科は、募集定員40名で29名の志願、商業科は募集定員40名で11名の志願だった。なお、平成21年度習志野高等学校定時制の課程の生徒数は、平成21年5月1日現在で、定員320名の47.5パーセント、152名の在籍だった。平成22年2月28日現在 1年生普通科36名、商業科22名、2年生普通科21名、商業科6名、3年生普通科15名、商業科7名、4年生普通科17名、商業科8名、合計132名である。

このような現状の中、生徒のニーズに応じるために、習志野高等学校定時制を改革し続けていくことは、次の3つの理由から困難である。

第一の理由は、新教育システム構築の難しさである。生徒のニーズの多様化に伴い、三部制定時制高等学校等の新たな教育システムの構築が求められている。習志野高等学校定時制においては、生徒の求める午前・午後・夜間による三部制の定時制の実施は、全日制と定時制の校舎の使用時間帯が重複するために、実施が困難であると考え。同じ理由で、正規の1時限目の前にゼロ時限目の授業を行い、本来、4年間で卒業するところを、3年間で卒業できる三修制を実施することも、困難であると考え。

第二に、生徒数の減少と市内中学校卒業者の入学割合の減少である。平成22年2月28日現在、1年生58名のうち、市内中学校卒業者は、6名、全生徒132名のうち市内卒業生は24名、18.2パーセントである。

第三に、施設・設備の共用により、学習や部活動等がお互いに制約される形となっていることである。

以上のような点から、生徒の多様な教育ニーズに対応するため、教室の増築や教員増は、

市立高等学校として単独で改革することは困難な状況にある。

今後、将来の生徒・保護者・社会の多様なニーズに応え、夢と希望を持ち、魅力ある高校生活を送れるような教育環境を作っていくためにも、千葉県に定時制の課程の教育機能に移管し、県立高等学校再編計画の中で、次代を担う子どもたちのために、新たな教育環境の創出を求めることとし、平成23年度から定時制の課程の生徒募集を停止し、平成25年度をもって、定時制の課程の廃止をする予定である。なお、平成22年度までの入学者については、責任を持って教育を行うとともに、卒業証明書、成績証明書等の発行についても支障のないよう対応していく。

以上が、陳情に対する参考意見である、と説明

委員が

平成21年度の入学者が65名ということだが、卒業生の人数はどれくらいなのか。その学年の入学した時の人数と合わせて教えて欲しい、と質問

学校教育部次長が

平成17年度の入学者は普通科43名、商業科28名に対して、平成21年3月の卒業生は、普通科12名、商業科12名である。また、平成18年度の入学者は普通科35名、商業科18名に対して、平成22年3月の卒業生は、普通科17名、商業科8名である。よって、卒業の割合は半分以下ということになる、と回答

委員が

卒業の割合が半分以下ということは、それ以外の生徒はどうなったのか、と質問

学校教育部次長が

途中での退学ということになる、と回答

委員が

どういう理由で退学となったのか、と質問

学校教育部次長が

理由はいろいろあるが、最も多いのは学校生活や学業への不適用である。今年度は2月末現在で16名の退学者がいたが、そのうち12名が学校生活や学業への不適用で退学した、と回答

委員が

在校生で習志野市内の生徒が少ないということだが、何か理由はあるのかと質問

学校教育部次長が

市立高校で定時制があるのは習志野高等学校だけなので、全県1区という学区なため特に理由はない。習志野市内の生徒の数は、2月末現在で、全校4学年合わせて24名である。割合は、定員に対して7.5パーセント、生徒数に対して18パーセントである

委員が

市内の生徒が習志野高等学校に入学する際に、他市から入学する生徒に対して何か有利

な部分はあるのか、と質問

学校教育部次長が

市内生徒優先ということで学校にはお願いしているが、高等学校なため公平な観点で選抜をしている、と回答

委員が

市立なので、習志野市内の生徒が多いとそれなりの意義が認められると思うが、と質問

学校教育部次長が

市の予算で学校は運営されているため、市内生徒優先というのを今後もお願いしていきたいと思っている、と回答

委員が

議会説明後1年2ヶ月経過した中で、地元の人や保護者から意見はあったか、と質問

学校教育部次長が

数名の市議会議員から存続を求める意見があった、と回答

学校教育部参事が

学校の中で、生徒や保護者、職員に説明をしてきたが、特に意見はない。また、地元の人達に、まちづくり会議等で説明をしてきたが、特に意見や質問はない、と回答

委員が

先ほどの参考意見の中で県立高校の再編計画の話があったが、習志野高等学校はその再編計画の中に入るのか、と質問

学校教育部次長が

習志野高等学校は習志野市で計画等はしなければならない、と回答

委員が

三部制はとても魅力的だと思われるが、習志野高等学校でそれを取り入れることは出来るのか、と質問

学校教育部次長が

確かに三部制に対して生徒のニーズは高いが、習志野高等学校は全日制課程と同じ教室を使用しているため、昼間に定時制課程の授業を行うことは無理である。定時制の校舎を別に建設するということも考えられるが、現在の敷地状況、財政状況を勘案すると厳しい。また、教員の増員も必要だが、確保は困難である、と回答

委員が

その校舎を建設するとしたら、市の予算で執行するのか。県の予算ではないのか、と質問

学校教育部次長が
市の予算で執行するものである、と回答

委員が

陳情書によって卒業生の学校に対する愛着はとても伝わってくるが、問題はこれから入学する生徒に対して魅力のある学校になっていけるかというのが重要である。そうした場合には、三部制のような現在の社会ニーズにあった体制を作るべきではないかと思われるが、それは難しいとのことなので、よほど引き締めて計画をしていくことが必要である、と要望

委員が

県の再編計画は23年度で終了するということなのか、と質問

学校教育部次長が

県の再編計画は第3期実施プログラムというところに来ているが、全日制の学校の統合が8校4組行われる。三部制については3校設置予定ということだが、現在は2校まで設置されている、と回答

委員が

もし、習志野高等学校の定時制が廃止された場合、市内の生徒が通学できる他の定時制学校の状況は、と質問

学校教育部次長が

現在、市内在住の生徒の数は学年で10名以下であるが、近隣では県立船橋高等学校定時制、県立千葉商業高等学校定時制、県立生浜高等学校定時制、県立行徳高等学校定時制などである、と回答

委員が

そうすると学校選択の条件的には全日制の生徒と同じと考えてよろしいのか、と質問

学校教育部次長が

その通りである、と回答

委員が

今後、県教育委員会にはどのような届け出を行う予定なのか、と質問

学校教育部次長が

今後の手続きは、市教育委員会において、毎年6月に翌年度の入学者の選抜要項を定めるための議決が必要なこと、また同時に、定員数が減少するので高等学校管理規則を変更するための議決も必要なため、その報告、届出を県教育委員会にする、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、請願第1号は賛成者なしで不採択となった。

協議第1号 (後期) 習志野市次世代育成支援対策行動計画(案)について

(学校教育課)

学校教育部主幹が

昨年の第11回定例会において報告事項(4)として「(後期) 習志野市次世代育成支援対策行動計画(素案)に対するパブリックコメントの実施について」を報告したが、その後12月にパブリックコメントを実施し、1月中にいただいたご意見に対する回答を公表、そして次世代育成支援協議会での協議を経て、まとめ上げたものが今回提出した「(後期) 習志野市次世代育成支援対策行動計画(案)」である。

次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に策定した「次世代育成支援対策行動計画」を基本に事業に取り組んできたが、社会経済情勢や子どもを取り巻く環境の変化に迅速に対応していくため、必要な見直しを行い、平成22年度から平成26年度を計画期間とする「(後期) 次世代育成支援対策行動計画」を策定することとなった。前期行動計画の方向性を継続しつつ、基本理念を「子育て・子育てを地域(みんな)で支えるまち習志野」とし、「自立力」・「家庭力」・「地域力」の3つを基本的視点として計画を策定した。前期行動計画からの大きな改正点としては、一般公募の市民など14名で組織する習志野市次世代育成支援協議会において、専門家や市民の幅広いご意見をいただく中で、個々の家庭や地域の教育力低下が課題として挙がってきたことから、基本施策(中項目)の中で、前期行動計画では「次世代の親の育成」としていたのを「家庭や地域の教育力の向上」と変更し、また、2つの施策内容であったものをよりきめ細かな行動計画にするため4つに増やした。他に、前期行動計画で「地域における子育ての支援」としていたものを「地域における子育て支援の充実」としたり、「個別に支援を必要とする子どもへの迅速かつきめ細かな対応」を「個別に支援を必要とする子どもへの支援体制の充実」とした。そしてこの施策体系の下に、100の具体的な事業がある。

平成21年12月1日から12月31日まで行われたパブリックコメントについては、30件の意見をいただいた。前期計画の際に行われたパブリックコメントでは190件を超える意見をいただいたが、今回このような件数になったということは、おおむねこの計画に対して了解をいただいていると認識している。そして、本日「(後期) 習志野市次世代育成支援対策行動計画(案)」を、提出したものである、と概要を報告

委員が

パブリックコメントの実施による意見が30件というのは、異論が無いから意見が無いというのは分からなくはないが、あまりにも少ないのでは、と質問

学校教育部主幹が

従前と同じ条件で行ったパブリックコメントなので、計画に対して了解をいただいていると理解している、と回答

委員が

出された意見は計画に反映されるのか、と回答

学校教育部主幹が

いろいろな意見があるため、取り入れられるものは取り入れるが、難しいものもある、と回答

委員が

学校体育施設の開放でクラブなどの団体でなく個人でも借りられるのかということと、(仮称)キッズスポット・サービスの実施が重点事項なので、もう少し詳しく説明してほしい、と質問

生涯学習部副参事が

市内に在住又は在勤の者が構成する青少年グループ及び市内各種グループが、各学校の体育施設開放運営委員会に登録をして利用する、と回答

社会教育課長が

キッズスポット・サービスというのは前期の計画にも載っていたが、前期では子どもの居場所づくりの実施という表現になっていた。公民館の空いている部屋を利用して、学童保育より年齢の高い児童について、放課後の子どもの居場所を確保するという事で進められてきたものである。今後も実施出来る公民館が増えるようにしていきたいと思っている、と回答

委員が

事業数が100というのは、こだわった結果なのか、と質問

学校教育部主幹が

偶然である。前期計画は事業数が132あったが、事業内容を体系的に絞り込んだ結果である、と回答

委員が

学校教育に関する施策の中で、教育委員会として後期計画期間に重点的に取り組んでいこうと考えている施策は何か、と質問

学校教育部副参事が

小・中学生のキャリア教育の推進である。今までも進路指導等を行ってきたが、それよりももっと大きな視点で、生きる目的とか人生の目標、また、どのような職業につけば自分が理想とするものに近づいていけるのかというのを目的として行っていく。

他に、拓かれた学校づくりの推進として、地域の中の学校と位置づけ、学校・家庭・地域社会が一体となった教育の推進を行っていく、と回答

委員が

施策体系の中で、子育て家庭の経済的負担の軽減とあるが、具体的な内容は、と質問

学校教育部主幹が

平成22年度から子どもにかかる医療費助成の対象を拡大すること、こども手当てによるもの、ひとり親家庭に対する経済的なバックアップなどである、と回答

委員が

具体的施策の中に次代の親の育成というのがあるが、どのような内容か、と質問

学校教育部主幹が

次代の親というのは、今の子供達を指しているが、その子供達を立派に育てるために親・家庭・地域の教育・環境を整えるということである、と回答

委員が

小・中・高という1つの流れの中で、市全体で子供達を育成していくといいのでは。また、幼少期における親の教育というのはとても大事なので、きちんとした教育が出来るように次世代の親の育成をしっかりとしてほしい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は協議を終了した。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成22年4月28日（水）午後3時に決定された。

その他

教育総務部長が

3月12日付で、習志野高校定時制募集停止を決めたとされる会議録の公開請求があった。この公開請求に該当する会議録は、平成21年教育委員会第1回定例会において、非公開でご審議いただいた「議案第2号 習志野市立習志野高等学校定時制の課程の生徒募集について」の会議録が該当する。当該会議の会議録については、平成22年1月22日に、事務局の概要説明に係る公文書公開請求があり、1月27日に開催された平成22年教育委員会第1回定例会において、当該公文書公開請求の取扱いについて、ご協議いただいた。その中で、「議会説明の前である」という会議を非公開とした理由は、その時点では解消されていたことから、請求どおり事務局の概要説明に係る会議録を公開することとし、また、公文書公開の規定により、平成21年教育委員会第1回定例会の会議録のすべてが公開対象となることから、当該定例会において非公開と決定した報告事項1件及び議案1件についても、同様の理由で公開することについてご了解をいただき、公開した経緯がある。今回の公開請求は、審議内容を含む、会議録すべての公開を求めるものである。よって、会議を非公開と決定した報告事項1件及び議案2件のすべてを公開することとしてよろしいか、お諮りするものである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、平成21年習志野市教育委員会第1回定例会会議録の公文書公開請求について、会議を非公開と決定した報告事項1件及び議案2件の会議録について公開することについて諮り、全員賛成で了承された。

学校教育部次長が

議案第9号の学校職員服務規程の中で、委員からお尋ねいただいた2点について、訂正と補足をさせていただく。1点目は、高齢者部分休業について、高齢者は何歳のことをいうのかという質問に対して、57歳以上と答えたが55歳以上の誤りである。また、再任用職員については65歳までが対象である。2点目は深夜勤務制限についての深夜勤務の時

間であるが、22時というのは間違いないが、終了については申してなかったため、終了は午前5時である、と回答

＜議案第7号及び議案第8号は非公開＞

議案第7号 習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事の任免について

(企画管理課)

教育総務部長が
習志野市教育委員会6級以上の職員並びに5級の指導主事及び管理主事の任免について説明

採決の結果、議案第7号は原案どおり可決された。

議案第8号 習志野市立高等学校の教頭の任免について

(学校教育課)

学校教育部長が
習志野市立高等学校の教頭の任免について説明

採決の結果、議案第8号は原案どおり可決された。

委員長が
平成22年習志野市教育委員会第3回定例会の閉会を宣言